

江戸川区民間子育てひろば事業補助要綱の改正に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 6 5 号

受理年月日 令和 7 年 2 月 1 2 日

付託年月日 令和 7 年 2 月 2 0 日

陳 情 者

陳 情 原 文 私たちは、江戸川区において子どもたちの健全な育成を目的とし、地域に根ざした「民間子育てひろば」の運営に携わる者として、現行の江戸川区民間子育てひろば事業補助要綱の改正と補助額の増額を求めます。

ファミリーセンター東京ベーテルは平成 1 2 年より、葛西地域で子育て支援活動を始め、2 5 年になります。葛西地区は転勤で転入してきた家庭が多く、知り合いがいない慣れない環境下での育児により、孤立してしまう親子が少なくありません。そんな親子に寄り添うため、積極的な声掛けで温かく迎え入れ、ひろばに来る親子の交流を促進し、時には個別の相談に応じるなど、誰もが安心して子育てができる環境整備のために日々活動しております。

現在、江戸川区が実施している「民間子育てひろば支援事業」として事業補助を頂いておりますが、運営費の補助額は平成 2 2 年度から 1 5 年間ずっと同額のままとなっております。物価高により、特に人件費、施設家賃の面で大きな課題を抱えており、このままでは参加する多くの親子のニーズに応えられなくなる状況にあります。

一方で、令和 5 年にこども基本法が施行され、こども家庭庁が設立されたことにより、「こどもまんなか社会の実現」に向け、子ども・子育て支援交付金制度ができ、全国的に自治体はその基準を参考に補助額の引き上げを進めています。令和 5 年度以降、東京 2 3 区以内でも荒川区・北区・練馬区が、すでに子育てひろばに関する要綱を改正、補助額の増額をしており、文京区では光熱費高騰に対応するために事業費とは別途光熱費の補助を行うなど、運営団体の支援を拡充しています。

私たちは長年、同地で子育て支援活動を行い、いつも同じスタッフがいるという安心感からか、対象年齢以外の子どもやその親も訪れる場所となっています。親子が安心できる場所、相談できる場所が身近にあるということが子どもを育児する親にとって非常に大切であり、子育てひろばに求められる役割であると考えております。少子化対策は急務です。私たちはこども家庭庁の推進する政策により近い、充実した支援を受けられる子育てひろばの運営を続けていく必要があります。つきましては、こども家庭庁の政策を踏まえた江戸川区民間子育てひろば事業補助要綱の改正と補助額の増額を求め、下記のとおり陳情いたします。

記

(裏面に続く)

- 1 こども家庭庁の政策に準じた額（9,023千円）までの基本事業補助の増額
- 2 こども家庭庁の政策に準じた加算事業に対する補助の設定
- 3 こども家庭庁に準じた賃借料補助の設定